

# 財源確保策の比較検討



Go Nature. Go Nagano.

令和5年11月16日  
長野県観光部



長野県PRキャラクター「アルクマ」  
©長野県アルクマ

# 地方自治体における自主財源の種別

種類	地方税（法定外税）	分担金	負担金
根拠法	地方税法第259条・第731条	地方自治法第224条	個別法・地方財政法第27条
内容	地方公共団体がその経費に充てるため、財力調達のために、その課税権に基づき賦課・徴収するもの	地方公共団体が行う特定の事件に必要な費用に充てるため、特に利益を受ける者から、その受益の限度において徴収するもの	① 法律に基づき、特別の利益関係等を有する者から、その事業経費を受益等の程度に応じて徴収するもの ② 財政政策上その他の見地から、その事業に要する経費を定められた負担割合に応じて求めるもの
手続等	・ 条例制定必要 ・ 新設・変更には総務大臣同意が必要	・ 条例制定必要	
県内事例	県内事例なし (全国における観光関係の法定外税の状況は後述のとおり)	・ 長野県営土地改良事業分担金等徴収条例 ・ 長野県営林道事業費分担金徴収条例 等	① 個別法（土地改良法、道路法 等） ② 市町村、関係者との協定 等
種類	使用料	手数料	寄付金
根拠法	地方自治法第225条	地方自治法第227条	
内容	行政財産の目的外使用及び公の施設の使用に対し、その反対給付として徴収するもの	特定の者に対して提供する役務に対し、その費用を償うため又は報償として徴収するもの	地方公共団体が実施する一定の事業に必要な経費に充てるため、相当の給付を行うことなく、金銭又は特定の財産の給付を受けるもの
手続等	・ 条例制定必要 【地方自治法逐条解説】 行政財産又は公の施設につき必要とする経費をまかなうに足りることをもって限度と考えるべき	・ 条例制定必要 【地方自治法逐条解説】 当該事務に要する経費と当該役務の提供から受ける特定の者の利益とを勘案して定められるべき	
県内事例	・ 財産に関する条例 等	・ 長野県手数料徴収条例 等	・ ふるさと納税 ・ 事業協力金 等

## 地方自治体における自主財源の種別②

安定性及び継続性（一定の金額を継続的に徴収可能か）、応益性（受益と負担の関係性の強弱）、強制性（徴収の強制力、法的拘束力の強弱）、収入規模（確保できる需要額の大小）の各観点から調査した。

	安定性・継続性	応益性	強制性	収入規模
地方税	安定的・継続的	広範	強制徴収可	一定規模確保可
分担金	安定的・非継続的	限定的	強制徴収可	限定的
負担金	安定的・非継続的	限定的	強制徴収不可・公債権 又は私債権	限定的
使用料	安定的・継続的	限定的	強制徴収可又は 強制徴収不可公債権	限定的
手数料	安定的・継続的	限定的	強制徴収不可・公債権	限定的
寄附金	不安定	なし	なし	一定規模確保可

⇒ 安定性や応益性を踏まえ、必要となる収入規模を確保できるかの検討が必要

# 自主財源確保策の取組事例（観光関連）

## ① 法定外税

名称	趣旨	課税客体	税率	徴収実績
歴史と文化の環境税 (福岡県太宰府市)	歴史的文化遺産及び観光資源等の保全と整備を図り、環境にやさしい「歴史とみどり豊かな文化のまち」を創造するため	有料駐車場利用 (月ぎめ、事業所・店舗用、臨時駐車場、小規模除く)	二輪車50円、 自動車は乗車定員に応じ 100円～500円	79,383千円 (R1) 48,417千円 (R3)
空港連絡橋利用税 (大阪府泉佐野市)	関西国際空港アクセスのための関連道路等都市基盤整備経費の起債償還、感染症等対応病院、空港消防の維持管理等に多くの費用を要しているため	関西国際空港連絡橋の通行	自動車 100円/往復	433,257千円 (R1) 213,373千円 (R3)
宮島訪問税 (広島県廿日市市)	宮島への観光客等来訪により発生・増幅する行政需要に対応するため	船舶による宮島町の区域への訪問	100円/回 (年払いの場合500円/年)	— R5.10.1施行
乗鞍環境保全税 (岐阜県)	乗鞍地域の自然環境の保全に係る施策に要する費用に充てるため	乗鞍鶴ヶ池駐車場への自動車での進入	乗車定員に応じ 300～3,000円	11,197千円 (R1) 5,439千円 (R3)
遊漁税 (山梨県富士河口湖町)	河口湖及びその周辺地域における環境の保全、環境の美化及び施設の整備の費用に充てるため	遊漁行為	200円/日	7,797千円 (R1) 9,007千円 (R3)
環境協力税 (沖縄県伊是名村、伊平屋村、渡嘉敷村) 美ら島税 (沖縄県座間味村)	環境の美化、保全及び観光施設の維持整備に要する費用に充てるため	村外からの入域 (定期船、旅客運送船、飛行機、ヘリコプター)	100円/回	29,952千円 (R1) 13,590千円 (R3) (※4村合計)
宿泊税	【次ページのとおり】			

# 自主財源確保策の取組事例（観光関連）②

## ①－1 法定外税（宿泊税・都府県）

自治体名 (開始年)	趣旨	課税客体	税率	課税免除	徴収実績
東京都 (H14)	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	ホテル 旅館	免税点：10,000円 10,000～15,000円：100円 15,000円以上：200円	なし	2,707,789千円 (R1) 251,494千円 (R3)
大阪府 (H29)	世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	ホテル 旅館 簡易宿所 民泊	免税点：7,000円 7,000～15,000円：100円 15,000～20,000円：200円 20,000円以上：300円		1,237,344千円 (R1) 351,058千円 (R3)
福岡県 (R2)	観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	特区民泊	200円 (福岡市・北九州市内は50円)		626,951千円 (R2) 892,499千円 (R3)

# 自主財源確保策の取組事例（観光関連）③

## ① - 2 法定外税（宿泊税・市町村）

自治体名 (開始年)	趣旨	課税客体	税率	課税免除	徴収実績
京都市 (H30)	国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	ホテル 旅館 簡易宿所 民泊	20,000円未満：200円 20,000～50,000円：500円 50,000円以上：1,000円	修学旅行等学校行事	4,201,494千円 (R1) 1,627,670千円 (R3)
金沢市 (H31)	金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため		20,000円未満：200円 20,000円以上：500円	なし	768,917千円 (R1) 490,895千円 (R3)
倶知安町 (R1)	世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため		宿泊料金の2%	修学旅行等学校行事 職場体験	176,481千円 (R1) 67,352千円 (R3)
福岡市 (R2)	福岡市観光振興条例に基づく施策に要する費用に充てるため		20,000円未満：200円 20,000円以上：500円 (うち50円は県税)	なし	685,300千円 (R2) 1,110,598千円 (R3)
北九州市 (R2)	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため		200円 (うち50円は県税)	なし	177,694千円 (R2) 258,970千円 (R3)
長崎市 (R5)	都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため	ホテル 旅館 簡易宿所 民泊	10,000円未満：100円 10,000円～20,000円：200円 20,000円以上：500円	修学旅行等学校行事	— R5.4.1施行

## 自主財源確保策の取組事例（観光関連）④

### ② 入山協力金（国、都道府県、市町村等により運用されているもの）

名称	金額	用途	実績
富士山保全協力金 (山梨県・静岡県)	1,000円/回	山道パトロール、維持補修経費、火山安全対策、現地受付設置経費等	157,881千円(R1) 57,779千円(R3)
大山入山協力金 (大山山岳環境保全協議会 (環境省、県、大山町))	500円/回、 3,000円/年	自然保護活動、登山道等の補修、トイレの維持管理経費	2,259千円(R3) ※実証事業
伊吹山入山協力金 (滋賀県米原市)	300円/回、 1,000円/年	花畑維持管理、登山道維持管理、トイレの維持管理経費等	11,147千円(R2) 11,587千円(R3)
屋久島山岳部 環境保全協力金 (鹿児島県屋久島町)	1,000円/回（日帰り）、 2,000円/回（山中宿泊）	トイレの維持管理経費、登山道等の補修、徴収経費等	19,917千円(R3)
竹富島入域料（入島料） (沖縄県竹富町)	300円/回	自然環境保全活動、財団運営、収受業務、自然環境トラスト活動等	5,923千円(R2)
妙高山・火打山入域料 (新潟県妙高市)	500円/回	自然環境保全、登山道整備等賃金、協力者記念品等	3,974千円(R2) 4,223千円(R3)
北アルプス南部地域における 利用者参加制度 (北アルプストレイルプログラム)	500円/回	（概要）利用者を含む関係者が登山道の維持のために参加する制度を整え、持続可能な登山道維持を実現するため、利用者から協力金を募る実証実験を行うもの	5,526千円(R3) 4,335千円(R4)

# 自主財源確保策の取組事例（観光関連）⑤

## ③その他の取組（寄附金）

名称	概要	実績
ふるさと納税 (ふるさと信州寄附金)	「生まれ育ったふるさとや応援したい地方自治体へ貢献したい」という想いを税制を通じて実現することを目的に、創設された制度。寄付金額のうち、自己負担額（2,000円）を除いた額が住民税等から控除される。	7.7億円(R1) 10.1億円(R2) 12.4億円(R3) 11.3億円(R4)
クラウドファンディング	ふるさと納税のうち、寄付金の使い道を明確化（プロジェクト化）して寄付募集を行うもの。（原則、返礼品なし）	(例)信州の山小屋応援プロジェクト 14,196千円(R2) 19,427千円(R3) 14,620千円(R4) 18,249千円(R5) ※R5.11.6時点

【参考】 地方税法に定めのある税目のうち、観光的行為に伴う受益者負担を求めるもの（廃止含む）

名称	課税客体	税率	実績・備考
ゴルフ場利用税 (都道府県)	ゴルフ場の利用	標準800円/日、 上限1,200円/日 (条例により税率設定可)	794,425千円 (R1) 、 792,796千円 (R3) 税収の7/10をゴルフ場所在市町村に交付
入湯税 (市町村) 県内61市町村	鉱泉浴場における 入湯行為	標準150円/人日 (条例により税率設定可)	1,273,132千円 (R1) 、 822,206千円 (R3) 用途は①環境衛生施設の整備、②鉱泉源の保護管理施設の整備、③消防施設その他消防活動に必要な施設の整備、④観光の振興（観光施設の整備を含む）
特別地方消費税 (都道府県)	宿泊・飲食	3% (免税点:宿泊15,000円、 飲食7,500円)	※平成12年3月廃止 2,313,639千円 (H11)



# 海外事例（観光関連）

都市名	名称	使途（例）	税額等
パリ	滞在税	観光プロモーション	宿泊施設の等級に応じて1.1～5ユーロ/泊 （段階的定額）
ローマ	滞在税	観光業への財政支援 ・ 宿泊施設の維持 ・ 文化財及び景観の維持・管理・再生	宿泊施設の等級に応じて3～7ユーロ/泊 （段階的定額）
バルセロナ	滞在税	・ 観光客が多く訪れるエリアの管理の改善・向上 ・ 観光によって影響が出る地域への補償 ・ 市内の観光名所の多様化	宿泊施設の等級に応じて0.75～2.5ユーロ/泊 （段階的定額）
ベルリン	宿泊税	博物館や観光名所への支援	宿泊料金の約5% （定率）
ニューヨーク	ホテル税	・ 観光開発 ・ プロモーション	宿泊料金の14.375%+3.5ドル/泊 （定率+定額）
バイル	リフト券税	・ 無料交通システムの運営	1日券の4% （定率）

## 【参考】DMOの財源確保策（例）

都市名	名称	概要	会費等
チロル州	観光関連事業納付金	州内に立地する全ての事業者から義務会費を徴収する制度（罰則あり）	売上規模やその事業者が属する業種の観光との関連度などにより決定
カリフォルニア州ほか	観光産業改善地区（TID）	TIDの参加企業が、自らの収入に対して一定料率の賦課金を課し、参加企業の便益になるDMOの活動費に限定して活用するもの	収入に対して（一般的には）1.0～2.5% ※実際は宿泊客が負担

京都市「宿泊税条例施行後の状況に関する調査調査結果報告書」、札幌市「スノーリゾート推進に係る投資環境整備に向けた調査業務成果報告書」、観光庁「「DMO」形成・確立に係る手引き」を基に作成

# 観光行動の検討

観光客が行う様々な行動について、①捕捉性（対象行動の捕捉が可能か）②観光行為性及び③負担力（消費能力）の各観点について、県全域における適合可能性の検討を行った。

なお、捕捉性は、場所や施設の特定可能性、対象行為の捕捉可能性、行為者の捕捉可能性（捕捉コストが低いか）の観点で判断している。また、観光行為性の判断は、生活（日常）利用との判別可能性により、負担力（消費能力）の判断は対象行動の金銭的負担の大小により、受益者負担を許容する余地の有無により判断している。

観光行動	入域 (入県)	入山	交通機関利用	駐車場利用	宿泊	飲食	土産物購入
①捕捉性	△	△～×	○	×	○	△	×
場所・施設	○	△～×	○	×	○	○	×
行為	○	△～×	○	○	○	△	×
行為者	×	△～×	○	×	○	△	×
②観光行為性	×	△～×	△	×	○～△	×	○～×
③負担力 (消費能力)	×	△～×	○～×	×	○～△	○～×	○～×
総合評価	×	×	△	×	○	×	×
(参考)事業所数※	—	—	510	596	3,797	11,724	—

## 【表の見方】

※ 対象事業所数は「経済センサス活動調査(H28)」、「社会教育調査(H30)」等を参照

捕捉性：対象が捕捉可能…○、一定条件により捕捉可能…△、捕捉不可又は膨大なコストがかかる…×

観光行為性：観光行動と判断可能…○、一定の観光行動と判断可能…△、生活行動との分離が不可能…×

負担力：当該行為の支出が多額…○、一定の支出額…△、支出が少額…×

## 観光行動の検討②

観光行動	観光施設の例				
	遊園地	動物園・水族館	美術館・博物館	スキー場	水泳場
①捕捉性	○～△	○～△	△	○	△
場所・施設	△	○	△	○	△
対象行為	○	○	○	○	○
行為者	△	△	△	○	○
②観光行為性	○	△～×	△～×	○	×
③負担力 (消費能力)	○～△	×	×	○～△	×
総合評価	○～△	×	×	○～△	×
(参考)事業所数※	5	7	335	114	137

※ 対象事業所数は「経済センサス活動調査(H28)」、「社会教育調査(H30)」等を参照

### 【表の見方】

捕捉性：対象が捕捉可能…○、一定条件により捕捉可能…△、捕捉不可又は膨大なコストがかかる…×

観光行為性：観光行動と判断可能…○、一定の観光行動と判断可能…△、生活行動との分離が不可能…×

負担力：当該行為の支出が多額…○、一定の支出額…△、支出が少額…×